

ひかり協会会報

# ふれあい

発行

公益財団法人 **ひかり協会**  
 ☎530-0022 大阪市北区浪花町13-38  
 千代田ビル北館2F  
 ☎代表06(6371)5304  
 URL <http://www.hikari-k.or.jp>  
 発行責任者 理事長 前野 直道  
 編集責任者 常務理事 塩田 隆

## ひかり協会と私

げんき  
はたら  
つづ  
たい  
元気  
で働  
き続  
けたい

(大阪)

河野

達

### 第186号の記事

ひかり協会と私	1~2
「三者会談」の報告	3
「終生にわたる事業と 運営・体制の構想」(案)	4~8
守る会からのお知らせ／西から東から	8

股関節に痛みが出て、手術したら治るといふ人と治らないという人がいて、どうしていいか迷っています。整形の先生が分かりやすく教えてくれたから、手術することに決めました。入院中はコロナもあって誰も見舞いに来てくれなくて寂しかったですが、作業所や協会に電話して話をすることができました。リハビリを頑張り、今では杖を使いながらスムーズに歩けるようになりました。みんなも「速く歩けるようになったね」と言ってくれるのでうれしいです。入院する少し前に協会の

職員さんから、「僕の頑張りや全国のみんなを紹介したい」と言われて、僕も「みんなに知ってほしい」と思っ、この紙面に載ることになりました。僕は、大阪の岸和田で生まれました。両親が働いていたから森永のミルクを飲んだと聞きました。中学を卒業して色々な所で働きました。はじめは電気のコードをつくる会社に勤めましたが、腰が悪くなつて辞めました。それから色々働いて今の作業所に勤めるようになりました。16歳の時に、親が歳を取っても生活できるように

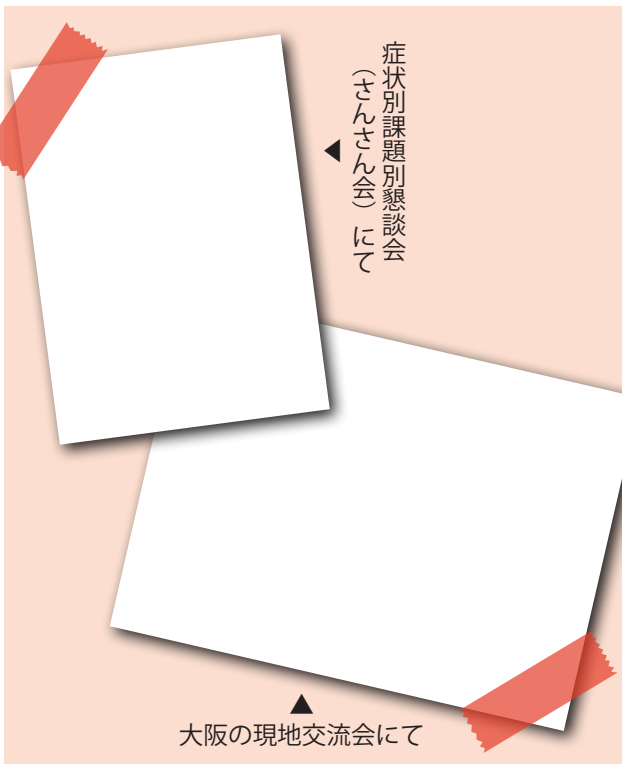
と施設に入ることになった時は、お母さんと別れるのが嫌で嫌で、送ってもらった所まで行って泣いていました。「可哀そうやけど僕のため」と、施設の職員さんから言われて泣くのをやめました。

僕が熱を出した時、お母さんが「身体に良いから」と煮込んだ金柑を持って来てくれました。喘息が出たり、体調を崩した時には心臓が悪いことが分かったり

今回の股関節の手術もしたりと、全身傷だらけです。

アニメの「鬼滅の刃」の主人公『竈門炭次郎』も傷だらけで頑張っていて、その姿が僕に似ていて大好きになりました。「炭次郎も妹を守っていてかっこいい。僕は誰かを守れているかな。グループホームや作業所みんなが僕を守ってくれているのかな」なんて思ったりします。

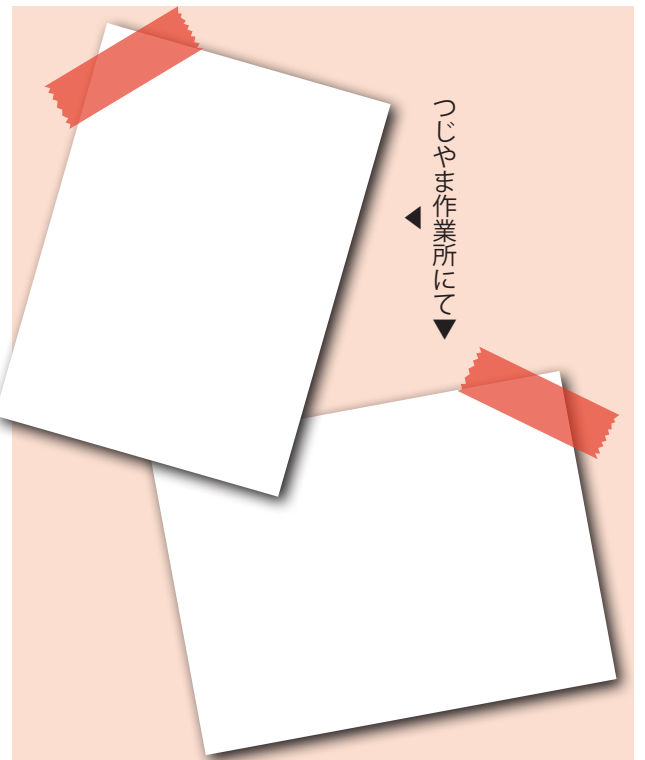
そうそうひかり協会のこ



症状別課題別懇談会  
(7人7人会)にて

大阪の現地交流会にて

とがすっかり後回しになってしまいました。初めてお母さんに「ひかり協会に行く」と言われたときは、「何を拜みに行くのかな?」どんな教会やる?」と思いましたが、全然違いました。同じ被害者と知り合いになり交流会にも参加するようになりました。担当の職員さんも3人目で、3人も個性が違っておもしろいです。今回の手術の時もいっぱい話を聞いてもらっ



つじやま作業所にて

たり、嫌なことがあった時には相談に乗ってもらったりしてきました。保佐人が僕のお金を勝手に使っていた時も、協会に相談したり裁判所に行ったりしました。僕は全国の被害者が手をつなぐようになれば良いと思っています。

来年は僕も70歳になります。古希の記念に、ドイツのニーランドかUSJに行きたいです。今まではみんなのために働いてきたけど、

これからは自分のために働きたいです。

**事務所より**

河野さんは、何に対しても積極的です。協会の行事には必ず参加され、初めての人でも仲良く交流されます。

今回「ふれあい」で河野さんを紹介するために作業所に行った時は、金魚の水槽の水をきれいに掃除する貝殻を計る作業をしていました。作業所の職員さんからも、「コロナ前までは行事の実行委員を率先して取り組み、みんなのまとめ役として頑張っている」と紹介していただきました。

「足も良くなつて、これから何がしたいですか」と尋ねたら、「元気で働きたい」と、胸を張って言うてくれました。

# 第三次10カ年計画に 基づく行政協力の 促進等を協議

## —第56回「三者会談」の報告—

皆様のご尽力に敬意を表す。政府の組織改編に伴い担当部局が変更されるが、引き続き尽力する。

(桑田理事長) 「構想」(案)の検討が開始されている。守る会としても集中的に議論を深めたい。本日は行政協力に関する要望・提起を四役・常任理事からさせてもらう。

8月20日(日)東京都内において、第56回「三者会談」が開催されました。会議には、厚生労働省から佐々木生活衛生・食品安全審議官はじめ6名、守る会から桑田理事長はじめ23名、森永から大貫社長はじめ4名、ひかり協会から前野理事長はじめ9名が出席し、4年ぶりの全員対面による開催となりました。

### 各団体代表挨拶

はじめに各団体代表からの挨拶がありました。  
(佐々木審議官) 事件発生以来68年になる。被害にあわれた方々への救済事業を推進して来られた関係者の

(大貫社長) 守る会提言を受けて「構想」(案)が決定されたこと認識している。森永は恒久救済完遂のために責任を全うする。今後も厳しい経営環境が続くが、将来に向けて足固めの投資をしていきたい。

### 守る会・協会から行政協力促進等を要望

ひかり協会からは、理事会で確認した次のような要望を提出しました。

- ◎障害福祉サービス事業所や介護施設・事業所において業務継続計画の作成が義務化される。これはサービスの安定した継続のために重要だ。全国の策定状況や策定後の取組について情報提供されたい。
- ◎「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行された。その推進のために財政措置及び支援をされたい。
- ◎公共交通機関や民間の協力が困難なため高齢者の移

動支援が確保できない地域では、運輸支局・自治体がいろんな機関と連携して解決されたい。

◎健康保険証を廃止し、公費負担医療に係る資格情報についてもマイナンバーカードに一元化する方向で検討されている。自己負担上限額など様々な確認をどのように行うのかについて情報提供されたい。

◎本年5月に「孤独・孤立対策推進法」が制定された。各自治体における対策の進み具合や取組の推進計画などについて情報提供されたい。

◎被害者が高齢になった今、健康問題をはじめ経済的な課題を抱える被害者への取組が必要となつていく。そのため支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業を注視している。この事業の実施状況等について情報提供されたい。

◎毎年開催されている「森永ミルク中毒事件全国担当

係長会議」では、例年の議題とともに、特に「被害者対策対象者名簿」に基づき、適切な相談対応が行われた取組について交流されたい。

◎自治体保健師の役割が重要になつている。個別の要請内容に対して重視して取り組むよう要望されたい。

### 厚生省が回答し、協議

協会と守る会からの提起内容に対し、厚生省から回答がありました。しかしながら提起内容が多岐にわたるため、関係部局への問合せや、調整、さらなる情報収集等が必要なものも多く、今後、年4回開催される「三者会談」救済対策推進委員会で引き続き協議することとなりました。

# 「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)(概要)



ひかり協会による前人未踏の被害者救済事業の終盤をどのようにするのかについては、第三次10カ年計画において「被害者団体としてこれまで培ってきた連帯感と英知を集めて、終生にわたる事業とそれを実施するための運営・体制についての主体的な検討が行われることが最も重要である」と、守る会の意向を最大限尊重することとしました。そこで、守る会は組織として討議を深め、2023年6月の全国総会で「守る会の提言」を決定しました。ひかり協会理事会は、「守る会の提言」を踏まえて協議し、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)(以下、「構想」(案))を決定しました。

「構想」(案)は、前述のとおり「守る会の提言」に沿って作成しています。一部「守る会の提言」にはなかったり、「守る会の提言」とは異なっていたりする部分(薄い朱色の背景部分)もあります。そこについては理事会の考え方

も含めて少し詳しく、「守る会の提言」どおりの部分については簡潔に説明していきたいと思えます。



それでは始めましょう

## 「構想」に係る基本的事項

「守る会の提言」(1)に関する原則的な部分で、「三者会談」やひかり協会の将来のあり方、守る会の組織的協力の今後の展望について書かれており、ほぼ「守る会の提言」どおりの内容になっています。

1. 「三者会談」等の将来
  - ①第三次10カ年計画期間中
  - ②現行通り「三者会談」及び「三者会談」救済対策推進委員会を継続
  - ③第三次10カ年計画終了後の約5年間
- 「三者会談」等の構成員

及び開催頻度の縮減

の約5年間

- 3 守る会が「三者会談」等の構成団体から外れて以降
  - 「三者会談」等は厚生労働省・森永乳業・ひかり協会の三者で継続
  - 守る会の組織がある間は、可能な限り守る会からオブザーバーとしての参加
  - ↓(解説)守る会は、これまでの救済事業発展の推進力としての役割を果たしてきました。将来的に、ひかり協会が守る会に代わって被害者の実情や意見・要望を「三者会談」等に反映する役割を担うことになりませんが、守る会組織がある間はオブザーバー参加を求めることとしました。
  - すべての被害者が亡くなり、恒久救済が完遂したことを確認したうえで、「三者会談」等を終了
2. 公益財団法人ひかり協会の将来
  - ①第三次10カ年計画期間中
  - ②現行通り、守る会の組織的協力を得ての運営
  - ③第三次10カ年計画終了後

- 守る会全国本部による評議員・非常勤理事・監事の推薦と会議への参画、ひかり協会の事業と運営・体制に対する意見・要望の提起
  - 守る会都府県本部による現地(ブロック)二者懇談会への参画や行政協力懇談会への出席(規模・回数については必要最小限で)
  - ③守る会が「三者会談」等の構成団体から外れて以降
    - 規模を縮小して公益財団法人ひかり協会を運営
    - すべての被害者が亡くなり恒久救済が完遂するまで
- 存続
- ↓(解説)「守る会の提言」では、「恒久救済が完遂したことを確認したうえで、適切な時期にひかり協会理事会が解散を提起し、厚生労働省・森永乳業・ひかり協会の合意を持って決定されたい」とあります。しかし、すべての被害者が亡くなった後も、事件の風化防止や「三者会談方式」による救済を、社会に発信したり後世に残したりする役割を考慮して、敢えて解散に

は言及しないこととしました。

次に行くよ



「構想」に係る具体的事項

「守る会の提言」(2)で出された「将来的な救済事業とひかり協会の運営・体制をどうするか」という具体的な内容について述べています。「守る会の提言」をより具体的に補完したり、「守る会の提言」と異なったりした部分もあります。

1. 終生にわたるひかり協会の事業

- ① 障害のある被害者の相談
- 最も重視すべき事業と位置づけて継続
- 地区センター事務所が閉所された後も、訪問相談・行政対応を継続
- ② 障害のある被害者以外の相談
- 第三次10カ年計画期間中

に、地域の社会資源を活用できるように、地域のつながりを重視した取組を一層重視

- 地区センター事務所を閉所した後も、健康などの相談及び自力で行政や社会資源に結びつくことが困難な被害者に対する相談を継続
- ③ 相談事業の実施体制

地区センター事務所閉所後の相談体制については

- ブロックに相談所を設置し、相談業務に必要な職員を配置。被害者数や相談の必要性・件数が大きく減少すれば、順次相談所を閉所
- 相談所閉所後は本部事務局に集約し、相談業務を担当する本部職員が相談対応。個別の訪問相談が必要な場合には、現地における相談員活動を継続

↓(解説)「守る会の提言」

では、「必要とされる相談事業について、ひかり協会の相談体制も含めて「構想」において示されたい」と、強く要望されました。それを受けて、特に地区センター事務所閉所後の相談体制については、場所(相

談所)と必要な人(職員・相談員)を確保することを明記しました。将来のいずれの時期においても、被害者の実態に対応できる相談体制を保障することを明確にしました。

(2) 保健・医療事業

① 自主的健康管理の援助事業

A. 救済事業協力員活動

- 2025年度に実施する「被害者実態把握調査」の後、「呼びかけ」による健診受診状況の把握は終了
- 2030年度をもって救済事業協力員活動を終了

社会的孤立などの課題がある被害者については、2031年度以降も「対策対象者名簿」に基づく取組に加えて、協会職員が個別に対応

I. 健康懇談会

- 加齢に伴い個人差が大きくなり、かかりつけ医に日常的に相談することが重要
- 身近な地域での健康づくり活動への参加をより促進
- 2030年度をもって健康懇談会を終了

ウ. 健診(検診)の受診勧奨

- 健診(検診)の受診勧奨をいつまで行うかについては、2027年度に「構想に基づくあり方」の検討時に、守る会の意見を踏まえて決定。ただし、検診費の援助については、受診勧奨の上限年齢を超えても継続

- 健診(検診)受診結果に対するフォローは、2030年度以降、かかりつけ医・行政保健師との相談を基本。ただし、相談員等のアドバイス我希望する場合には、原則として2035年度まで対応

- エ. がん対策・生活習慣病等の対策
- 禁煙対策、ウイルス性肝炎対策、口腔衛生及び口腔機能の維持・向上の取組(かかりつけ歯科医での受診勧奨など)は、2029年度まで継続。その後の取組は、「構想に基づくあり方」において検討

- オ. 高齢期の課題に対する総合的な相談活動
- 地域とのつながりを持つよう推奨すること、生活課題を抱えたときには、行政

窓口や地域包括支援センターなど相談機関に相談できるよう地域の情報を提供

- 「対策対象者名簿」の登載を促進
- 生活課題を抱え孤立した被害者を把握した場合に、地域の相談窓口につながるよう対応
- ② 医療事業

医療費の保険診療自己負担分の援助については、すべての被害者が亡くなるまで継続

(3) 生活保障・援助事業

- ① 障害のある被害者の生活設計実現の援助事業

○ 「私の生活設計と協会援助プラン」に基づき、「ひかり協会の意思決定支援に関するガイドライン」を踏まえて本人の意思を尊重し、その決定を支援することを重視

- 肢体障害のある被害者の二次障害対策、知的障害・精神障害のある被害者の生活習慣病対策など、生き甲斐や充実感のある暮らしを援助
- 症状別課題別懇談会は、

高齢期の障害のある被害者の状況に配慮して可能な範囲で実施

②ひかり手当、後見・介護費などの金銭給付事業

○ひかり手当や健康管理費及び後見等援助や介護福祉利用費などの後見・介護費は必要不可欠な事業であるため、申請手続きの簡略化など被害者の負担を軽減できるように検討したうえで継続

↓(解説) 障害のある被害者に対する金銭給付(介護福祉利用費など)を受けるための申請は、活用すればするほど煩雑にならざるを得ません。申請手続きの簡略化(金銭給付事業の制度設計の変更も含む)を一構想に基づき「あり方」で示すこととしました。

(4)生活充実支援事業

①生活充実支援

○日中の過ごし方や居場所について課題がある対象者に対して、安心・安全で生き甲斐や楽しみのある心豊かな日中活動を実現したり、老いと向き合いながら

介護を受容できるように支援

(5)被害者の交流等の事業

①現地交流会

○守る会の組織的協力が終了する2035年頃までの適切な時期に、守る会の意見を踏まえて終了

②自主的グループ活動

○守る会の組織的協力が終了する2035年頃までの適切な時期に、守る会の意見を踏まえて終了

③ふれあい活動

○障害のある被害者のニーズがある場合には、守る会の組織的協力が終了する2035年頃まで継続

(6)その他の公益目的事業

①調査研究事業

○2024年度に疫学研究結果を公表する予定。さらに被害者が80歳を迎える前後においても、三者の合意を得て公表予定

②公益財団法人の重要な公益目的事業として可能な限り長く継続し、その結果を重要な資料として後世に残す

②森永ひ素ミルク飲用認定事業

○認定委員会において審査を行い、森永ひ素ミルクの飲用者として、この間も年に数人ではあるが認定されている。今後も、公益財団法人の重要な公益目的事業として継続

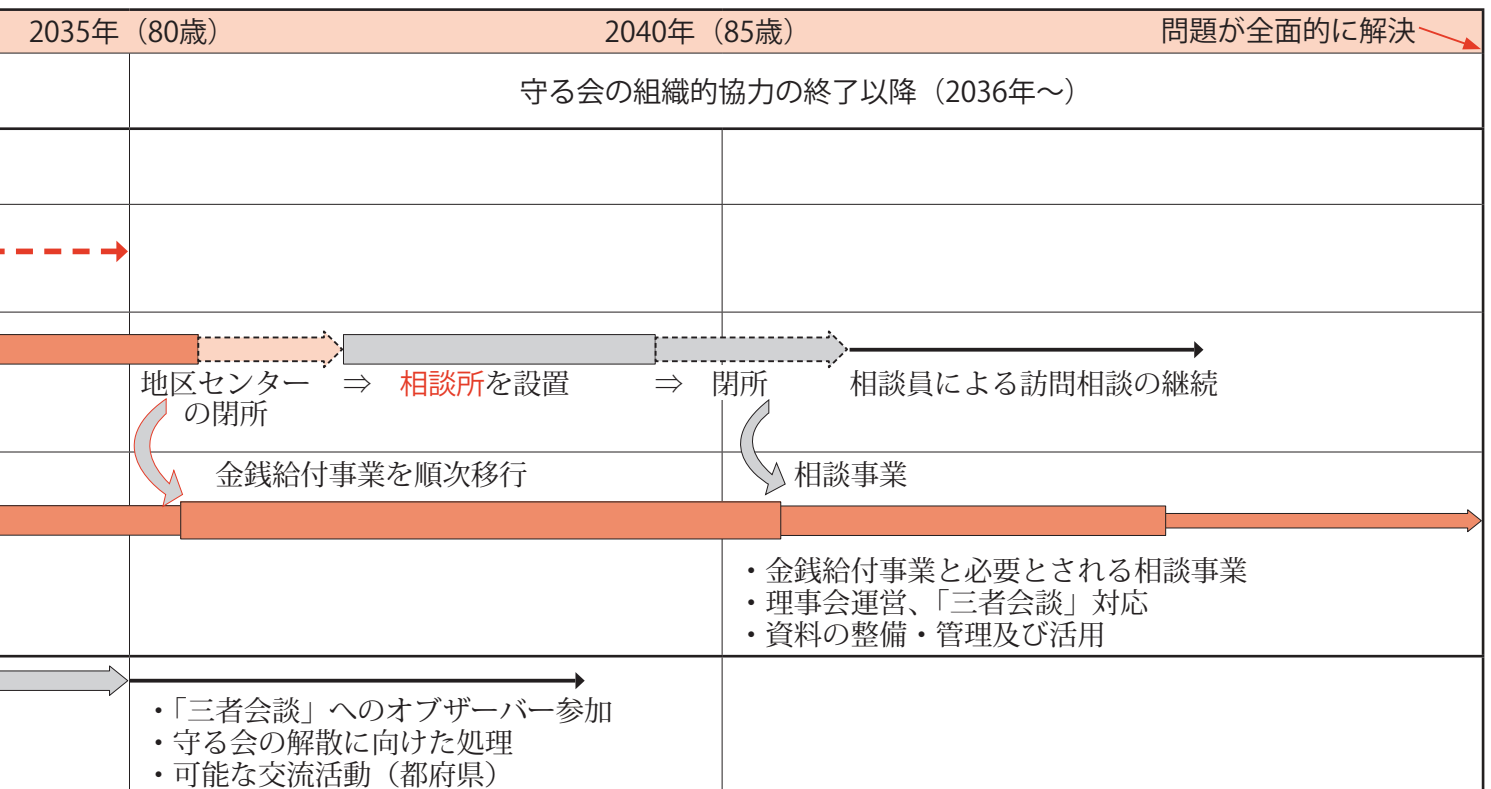
③資料の整備・管理及び活用

○悲惨な事件を二度と繰り返さないためにも、その風化を防止

○三者会談方式という画期的な方法で積み上げてきた救済事業を、社会に発信したり後世に伝えたりする取り組み

○個人情報公開の対象としないことを基本とし、事件と救済事業に関する資料の整備・管理・活用までを幅広く検討するために、第三次10カ年計画の後期に、「資料の保存・活用検討委員会(仮称)」を設けて検討を開始

↓(解説) 事件の風化を防止するため、また「三者会談方式」による救済事業を後世に残したり社会に発信



したりするためにも、第三次10ヵ年計画期間中に委員会を設けて早めに検討を開始することとしました。



### 2. 終生にわたるひかり協会の運営・体制

#### (1) 事務局の運営・体制の将来

①地区センター事務所の機能終了と相談所の設置  
《2031～35年度》

○各地区センター事務所の対象者の人数・状況及び事業状況を反映した職員数  
《2036～41年度頃》

○集団的な取組は2035年頃までに終了することや金銭給付事業を本部事務局に順次移行することなどから、地区センター事務所機能は2036年度から2037年度を目途に終了し、

地区センター事務所を閉所  
○地区センター事務所の閉所後は、主として障害のあ

る被害者の訪問相談や行政への対応を行う体制として、ブロックに相談所を設置

○相談所における相談事業以外の業務については、被害者への相談対応の状況や相談所及び本部事務局職員の仕事量など様々な実情を総合的に判断して、順次本部事務局へ移行

↓(解説)「守る会の提言」では、「医療費援助やひかり手当等の申請処理も含めた金銭給付事業の本部移行が終了したブロックから順次、地区センター事務所を閉所し、本部事務局への集約を進められたい」とありました。しかし「構想」(案)では、相談事業以外の業務(金銭給付事業など)については、相談所や本部事務局の実情を見極めたうえで、条件が整ったブロックから順次本部事務局に移行すると配慮しました。

(2) 専門家の協力体制  
①地域救済対策委員会  
○地域救済対策委員会の状況に応じて、近隣の地域

救済対策委員会との統合や、ブロックで1つに統合  
○2036年以降に、地区センター事務所が閉所されたブロックから順次解散

②地域専門委員の配置  
○地域専門委員には、個別の専門的相談と助言、及び本部事務局の統括のもとで行う集団的な事例検討

(3) 行政の協力体制  
○「対策対象者名簿」の管理とそれに基づく適切な相談対応の継続  
○行政協力懇談会を必要限り継続

1. 「構想」の見直しなどの柔軟な扱い  
○「守る会の提言」を尊重する立場から、将来予定されている守る会の再検討を踏まえて適切な時期に「構想」を見直すなど、柔軟に扱う

## 附則

○遠い将来の被害者の実態や課題を完全に見通すことは困難であり、公的制度的変化やデジタル化(IIT

	2025年 (70歳)	2030年 (75歳)
	第三次10ヵ年計画 (2021～2030年)	第三次10ヵ年計画後の5年間 (2031～2035年)
協力員活動・健康懇談会	→	
集団的な取組 (現地交流会・自主的グループ活動)	→ 適切な時期に終了	
地区センター事務所⇒相談所	地区センター事務所 (現行どおり)	地区センター事務所 (規模を縮小して維持)
本部事務局	→	
守る会活動	・組織的活動と組織的協力 (現行どおり) ・守る会規約の検討と改正	・必要最小限の組織的協力 ・交流活動 (都府県)



化) など社会情勢の大きな変化も予想される。そのため適切な時期に検証し、必要な「構想」の見直しについて守る会と協議

↓(解説)「守る会の提言」では「ひかり協会の事業と運営・体制についても適切な時期に見直すなど、柔軟な扱いとするよう提言する」とあります。それを尊重する立場から、「構想」が決定した後も固定化するのではなく、見直しも含めて柔軟に扱うことを明記しました。

以上が「構想」(案)の概要です。今後、関係者の検討を経て、2025年3月の理事会で決定する予定です。

## 守る会からのお知らせ

# 全国総会で「提言」を決定し、「構想」(案)の検討促進を決議

### 「提言」の決定

守る会は、今年6月に大阪市で全国総会を開催しました。総会には全国から代議員など231名が出席し、活発な討議が行われました。

総会では、1年間の運動方針を決定し、加えてこの会報の184号(5月)、185号(8月)でお知らせした「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に係る守る会の提言(以下、「提言」)を決定しました。

その後、この「提言」はひかり協会に提出され、7月の理事会において「提言」を踏まえた「構想」(案)が決定されました。

### 「構想」(案)の検討促進

「構想」(案)の検討について、守る会は運動方針で「唯一の被害者団体である守る会として、恒久救済

完遂に向けた「三者会談方式」による救済事業とそれを

を実施しているひかり協会の運営・体制などについて、今後どのように展開し

終結に至るのかを責任をもって検討する。確認書締結から今日まで、その三者は全面的に救済事業に協力し、責任を果たしてきた。

特に守る会は、救済の「受け手」としてだけでなく主体性をもって積極的に

救済事業の推進の役割を果たしてきた。救済事業の終盤についても、あらゆる機会を通じて主体的・積極的に「構想」(案)を検討することで、守る会の責任を果たすこととする」としました。

### 第三次10カ年計画の推進

運動方針では、事件の風化防止とともに、高齢化に備えて行政による適切かつ

有効な相談対応が行われるための重要な取組として、

「対策対象者名簿」に被害者の名前を登録する活動の促進を重視しています。

また、救済事業協力員による「呼びかけ」活動については、健診(検診)受診や事業参加の勧奨、健康や日常生活に関する話題交流など、被害者同士の対話をより重視して取り組むこととしています。

被害者のみなさんのご理解をよろしくお願いします。

## 西から 東から

▼大岡さんの積極的な考えや行動に感心しました。私も何事にもポジティブに考えていきたいと思っています。

(熊本 T)

▼足関節が痛くむくんでつらい、聞こえない、仕事も根をつめてできない、すぐ疲れる、忘れる…。でも、できることはまだある。前を向いて楽しむことにしています。

(大阪 Y)

▼「年老いたから」と考えるのではなく、身近な生活の中で新しいことにチャレンジしていきたいものです。

(愛媛 I)

▼老年期を生きるシリーズでは、70歳代という体も頭も退化してきていると感じる今の時期にとっても参考になり、期待して次回を待っています。

(奈良 A)

▼検診費や医療費の援助を、被害者が亡くなるまで継続されること。これからも安心して生活していきたいと理解しました。

(滋賀 T)